

姫路市上下水道局管理規程第 1 号

令和 8 年 3 月 2 7 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局職員の営利企業等の従事制限に関する規程を次のように定める。

姫路市上下水道局職員の営利企業等の従事制限に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、上下水道局職員（以下「職員」という。）の営利企業（同項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）への従事等の制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 職員の営利企業等の従事制限については、上下水道事業管理者が別に定めるものを除き、姫路市職員の営利企業等の従事制限に関する規則（令和 8 年姫路市規則第 3 1 号。以下「市規則」という。）の規定の例による。

(読み替え)

第 3 条 前条の場合において、市規則第 3 条から第 7 条中「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。